



2021年 10月29日
第55号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第14号

新型コロナウイルス感染症に対する不安を解消し、安全で安心して働ける環境の構築を求める緊急申し入れ

10月25日 団体交渉を行う！その③

第2項 短期間に複数の罹患者が出た場合、50名未満の事業場であっても、臨時の安全衛生委員会を開催し原因究明と対策について議論を行うこと。

【会社回答】安全衛生委員会については、関係法令等に則り取り扱っている。引き続き公共交通機関として国や関係行政機関と連携し必要な対策を実施していく。

《組合》	《会社》
罹患者が複数出た場合、職場内での感染拡大を防止する観点で、定例のものとは別に臨時の安全衛生委員会を開催すべきではないか。	全く否定するものではない。一方で必ず一律に臨時開催を決めるものでもない。当社の鉄道事業の観点からも引き続き国や行政機関と連携して必要な対策を行う。
原因究明のためにも社員が話せる場や労働者側と議論する場は求めたい。否定するものではないと回答されたので、要求があった場合は対応していただき、議論を深めていただきたい。	50名未満の事業所といった主張に対しては、日々のコミュニケーションの中で「非接触型体温計の設置」や「消毒液の設置」など求めがあり実現に至ったものも数多くあると聞いている。コロナ禍において、市中や店舗などで良からうと思う対策があれば情報発信していただき、必要な対策は講じる。予算など限られたものはあるが、感染防止に資する部分であれば検討する。
安全衛生委員会やそれに準じたものの開催を求める根拠は、感染した場合の原因究明が重要であると考えている。	原因究明が大事であることは一致している。コロナに関しては実態が見えず素人にはわかり兼ねる。時々の最新情報を元に対策をしていくことが一番大事。原因究明の為に安全衛生委員会を開催することは否定しないが、今やれることは、日々のコミュニケーションの中で実現出来るものはしていく。感染拡大をいかになくしていくか、予防の観点が一番重要だと考える。
A駅において、現場長が組合の情報紙を用い、罹患者に「これを許可したのか」と確認することは、今回のコロナ感染の原因究明の一環か。	状況がわからないが、良くないということか。
そもそも、労働組合の情報紙に対し言及することは、不当労働行為ではないか。	介入だということか。
情報誌の内容はコロナに関して周知しているもの。何のためにやっているのか、感染対策のためにやっているのか。	情報が手元にないのでわからない。感染対策・予防を訴える内容に箇所長が何らかの審査をしたということか。復帰された方に「これがどうか」と言ったことが良くないということか。前後のことがわからないので原因究明なのかと言われても答えられない。どういったことが書かれていたのかわからない。
地本情報21号、22号。読んでいると思うが情報紙を用いて駅長室なりで「あなたが許可をしたのですか」という聞き取りがされている。その必要はあるのか。原因究明の一環なのか。	掲示に対して、どのような内容かといったところを本人に駅長室で問い合わせ、訪ねたということか。回答を持ち得ていない。今知り得たので内容は確認する。 公衆衛生とプライバシーのバランスが重要。



差別や介入・不当労働行為は許さない！！

その④に続く